

6.6. 水質（有害物質）

6.6 水質（有害物質）

6.6.1 現況調査

(1) 調査内容

水質（有害物質）の現況調査の内容は、表 6.6.1-1 に示すとおりである。

表 6.6.1-1 調査内容（水質（有害物質））

調査内容	
水質（有害物質）	①有害物質濃度の状況 ②流況 ③切土および盛土の土壌中の有害物質濃度の状況

(2) 調査方法

(7) 既存資料調査

調査方法は、表 6.6.1-2 に示すとおりとした。

表 6.6.1-2 調査方法（水質（有害物質）：既存資料調査）

調査内容	調査方法
①有害物質濃度の状況	調査方法は、既存資料により有害物質の状況を収集し、整理する。
②流況	調査方法は、既存資料により流況等を収集し、整理する。

(4) 現地調査

調査方法は、表 6.6.1-3 に示すとおりとした。

表 6.6.1-3 調査方法（水質（有害物質）：現地調査）

調査内容	調査方法
①有害物質濃度の状況	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月，環境庁告示第 59 号）等に準拠する方法とする。
②流況	「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月，環水管 30 号）に準拠する方法とする。
③切土および盛土の土壌中の有害物質濃度の状況	「土壌汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月，環境庁告示第 46 号）に準拠する方法とする。

(3) 調査地域及び調査地点

(7) 既存資料調査

調査地域は、「第 3 章 地域特性（対象事業実施区域及びその周囲の概況）」における調査地域と同様とした。

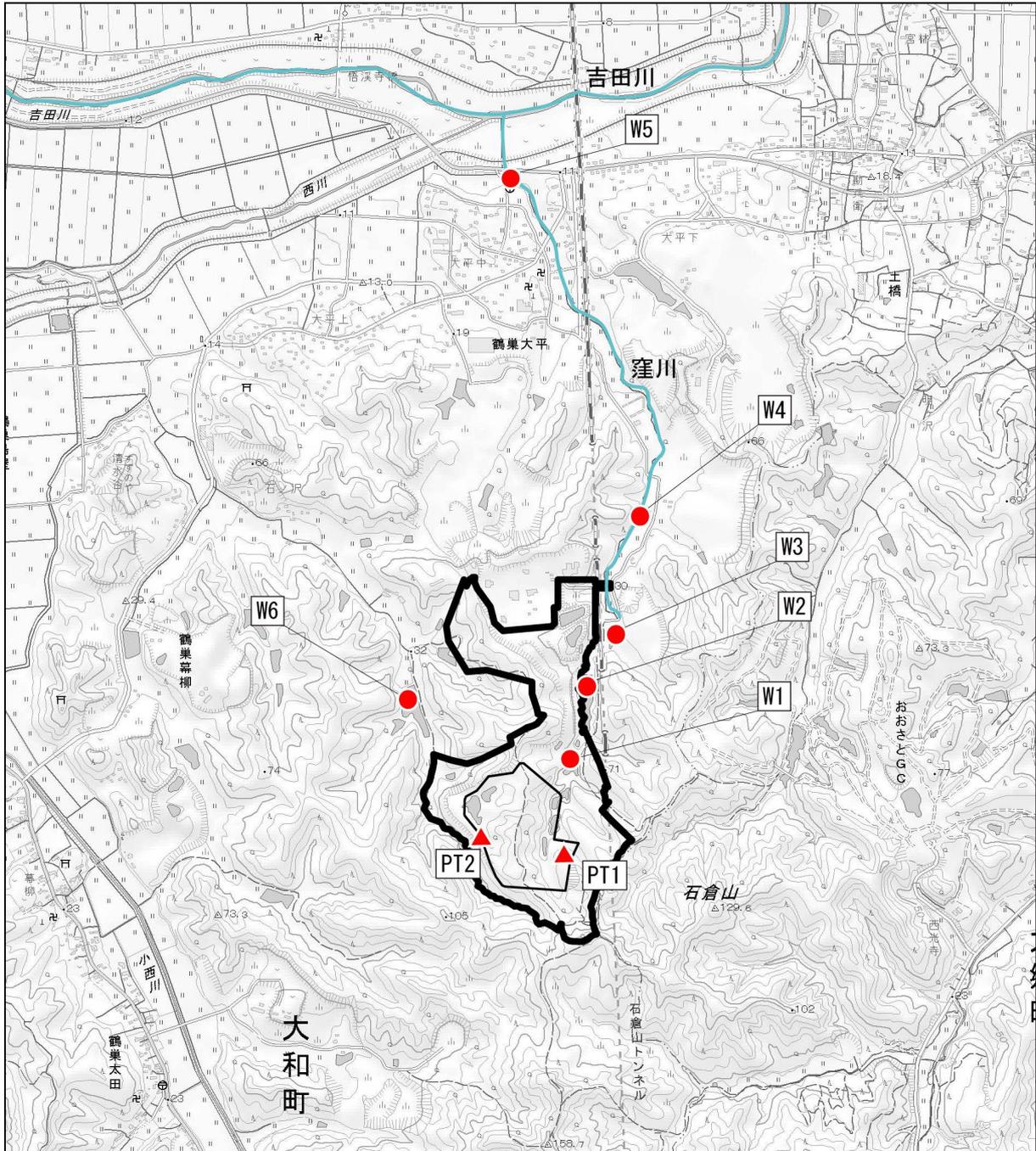
(4) 現地調査

有害物質濃度の状況の調査地点は、表 6.6.1-4 及び図 6.6.1-1 に示すとおり、最終処分場の設置の工事に係る造成等の工事による一時的な影響があると考えられる放流先河川等の 6 地点とした。切土および盛土の土壌中の有害物質の状況の調査地点は、対象事業実施区域内の 2 地点とした。

表 6.6.1-4 調査地域及び調査地点（水質（有害物質）：現地調査）

調査項目	地点番号	調査地域等	調査地点
①有害物質濃度の状況 ②流況	W1	対象事業実施区域	現土砂採取場の調整池（将来の防災調整池設置個所）
	W2	対象事業実施区域周辺	谷津沢中溜池
	W3	対象事業実施区域周辺	谷津沢下溜池
	W4	対象事業実施区域周辺	窪川上流部（耕作地脇を流れる位置）
	W5	対象事業実施区域周辺	窪川下流部（吉田川との合流部の手前）
	W6	対象事業実施区域周辺	大堤溜池
③切土および盛土の土壌中の有害物質濃度の状況	PT1	対象事業実施区域	改変区域内で、造成工事により土地が改変され、地山面が一時的に露出する場所。
	PT2	対象事業実施区域	

※溜池の名称の出典：「みやぎのため池マップ」（<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosonbou/tameikemap.html>）



凡例

- 対象事業実施区域
- 埋立地
- 調査地点<浮遊物質、有害物質、流量>
- ▲ 調査地点<土壌沈降試験>



0 500m 1km

1 : 25,000

図 6.6.1-1

水質（有害物質）の調査地点（現地調査）

(4) 調査期間等

(7) 既存資料調査

調査期間は、表 6.6.1-5 に示すとおりである。

表 6.6.1-5 調査期間（水質（有害物質）：既存文献調査）

調査事項	調査期間等
①有害物質の状況 ②流況	調査期間は、1年以上とした。
③切土および盛土の土壌中の有害物質濃度の状況	調査は、実施しない。

(4) 現地調査

調査時期は、表 6.6.1-6 に示すとおりとした。

表 6.6.1-6 調査期間等（水質（有害物質）：現地調査）

調査項目	調査期間等 ^{※1}
①有害物質の状況 ②流況	令和5年9月6日（水） ^{※2} 令和5年11月17日（金） ^{※3}
③切土および盛土の土壌中の有害物質濃度の状況	令和5年8月22日（火）

※1：試料採取日を示す。

※2：降雨時に1回採取。浮遊物質量（SS）は5回採取。

※3：ダイオキシン類の試料採取日。降雨時に1回採取。併せて流況についても補足調査を実施した。

(5) 調査結果

(7) 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺の水質（有害物質）の状況及び流況は、「第3章 地域特性 3.1 地域の自然的環境の状況 3.1.2 水に係る環境の状況」に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域周辺の気象観測所における現地調査の前々日、前日、当日の降雨の状況は、以下のとおりであった。

＜鹿島台＞ 令和5年9月4日：3.0mm/日、9月5日：20.5mm/日、9月6日：131.5mm/日
 ＜大 衡＞ 令和5年9月4日：38.5mm/日、9月5日：7.0mm/日、9月6日：46.5mm/日
 ＜塩 釜＞ 令和5年9月4日：9.5mm/日、9月5日：11.0mm/日、9月6日：77.5mm/日

(4) 現地調査

① 水質（有害物質）の状況及び流況

調査結果は、表 6.6.1-7、表 6.6.1-8 及び表 6.6.1-9 に示すとおりである。なお、流況は「第6章 環境影響評価の結果 6.5.水質（水の濁り）」に示すとおりである。

ダイオキシン類の調査結果のうち、窪川下流部「W5」は環境基準を満足していないが、TeCDDs 及び OCDD が約 76% を占め、焼却由来のダイオキシンを示す同族体・異性体の分布となっていないことから、農薬由来のダイオキシンであると判断した。

表 6.6.1-7(1) 水質（生活環境項目）調査結果（水質（有害物質）：現地調査）

項目	単位	結果 ^{※1}			基準値 ^{※3}	計量の方法
		W1	W2	W3		
1. 水素イオン濃度指数 (pH)	—	6.1	6.9	7.0	6.5-8.5	JIS K0102 12.1
2. 生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.7	1.7	1.8	3 以下	JIS K0102 12, 32.1
3. 化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	12.	12.	6.8	5 以下	JIS K0102 17.
4. 浮遊粒子状物質 (SS) ^{※2}	mg/L	12.4	122	74.8	25 以下	環告 59 (S46) 付表 9
5. 溶存酸素量 (DO)	mg/L	5.7	7.1	5.7	5 以上	JIS K0102 32.1
6. 大腸菌群数	MPN/100mL	8.0×10 ³	3.0×10 ⁵	5.0×10 ⁴	5000 以下	最確数による定量法
大腸菌数	CFU/100mL	8.	1.2×10 ³	1.4×10 ²	—	環告 59 (S46) 付表 10
7. 全窒素 (T-N)	mg/L	1.1	1.7	1.1	1 以下	JIS K0102 45.2
8. 全燐 (T-P)	mg/L	0.087	0.23	0.087	0.1 以下	JIS K0102 46.3
9. 全亜鉛	mg/L	0.007	0.016	0.007	0.03 以下	JIS K0102 53.4
10. ノニルフェノール	mg/L	0.00010	<0.00006	<0.00006	0.002 以下	S46 環告第 59 号付表 11
11. 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.05 以下	S46 環告第 59 号付表 12

※1：「<」は、計量結果が定量下限値未満であることを示す。

※2：浮遊粒子状物質は、5 回試料採取した平均値を採用した。（「第 6 章 環境影響評価の結果 6.5.水質（水の濁り）」参照。

※3：環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準」（環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日）により、河川に係る基準値は吉田川の指定類型である「B」、湖沼に係る基準値は農業用水の「B」又は「V」とした。

表 6.6.1-7(2) 水質（生活環境項目）調査結果（水質（有害物質）：現地調査）

項目	単位	結果 ^{※1}			基準値 ^{※3}	計量の方法
		W4	W5	W6		
1. 水素イオン濃度指数 (pH)		8.5	8.9	6.8	6.5-8.5	JIS K0102 12.1
2. 生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	1.1	2.7	6.0	3 以下	JIS K0102 12, 32.1
3. 化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	6.3	11.	20.	5 以下	JIS K0102 17.
4. 浮遊粒子状物質 (SS) ^{※2}	mg/L	42.4	215.4	29	25 以下	環告 59 (S46) 付表 9
5. 溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.8	7.3	7.6	5 以上	JIS K0102 32.1
6. 大腸菌群数	MPN/100mL	1.3×10^5	5.0×10^5	3.0×10^4	5000 以下	最確数による定量法
大腸菌数	CFU/100mL	1.3×10^3	1.4×10^3	2.9×10^2	—	環告 59 (S46) 付表 10
7. 全窒素 (T-N)	mg/L	1.3	2.1	1.7	1 以下	JIS K0102 45.2
8. 全リン (T-P)	mg/L	0.19	0.41	0.14	0.1 以下	JIS K0102 46.3
9. 全亜鉛	mg/L	0.038	0.027	0.004	0.03 以下	JIS K0102 53.4
10. ノニルフェノール	mg/L	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0.002 以下	S46 環告第 59 号付表 11
11. 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.05 以下	S46 環告第 59 号付表 12

※1：「<」は、計量結果が定量下限値未満であることを示す。

※2：浮遊粒子状物質は、5 回試料採取した平均値を採用した。（「第 6 章 環境影響評価の結果 6.5. 水質（水の濁り）」参照。

※3：基準値は、「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 環境庁告示第 59 号）により、河川に係る基準値は吉田川の指定類型である「B」、湖沼に係る基準値は農業用水の「B」又は「V」とした。

表 6.6.1-8(1) 水質（健康項目）調査結果（水質（有害物質）：現地調査）

項目	単位	結果 ^{※1}			環境基準 ^{※2}	計量の方法
		W1	W2	W3		
1. カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003 以下	JIS K0102 55.4
2. 全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2, 38.3
3. 鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	JIS K0102 54.4
4. 六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下	JIS K0102 65.2.1
5. ヒ素	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	JIS K0102 61.4
6. 総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	環告 59 (S46) 付表 2
7. アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 3
8. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 4
9. ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.2
10. 四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
11. 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	JIS K0125 5.2
12. 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.2
13. シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.2
14. 1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下	JIS K0125 5.2
15. 1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.2
16. トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.001 以下	JIS K0125 5.2
17. テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	JIS K0125 5.2
18. 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
19. チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	環告 59 (S46) 付表 5
20. シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.003 以下	環告 59 (S46) 付表 6
21. チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	環告 59 (S46) 付表 6
22. ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
23. セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 67.4
24. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.02	0.55	0.06	10 以下	JIS K0102 43.1.2, 43.2.5
25. ふっ素	mg/L	<0.08	0.11	0.08	0.8 以下	JIS K0102 34.1
26. ほう素	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	1 以下	JIS K0102 47.4
27. 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下	環告 59 (S46) 付表 8

※1：「<」及び「不検出」は、計量結果が定量下限値未満であることを示す。

※2：環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 6.6.1-8(2) 水質（健康項目）調査結果（水質（有害物質）：現地調査

項目	単位	結果 ^{※1}			環境基準 ^{※2}	計量の方法
		W4	W5	W6		
1. カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003 以下	JIS K0102 55.4
2. 全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2, 38.3
3. 鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	JIS K0102 54.4
4. 六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.02 以下	JIS K0102 65.2.1
5. ヒ素	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	JIS K0102 61.4
6. 総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	環告 59 (S46) 付表 2
7. アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 3
8. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 4
9. ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.2
10. 四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
11. 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下	JIS K0125 5.2
12. 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下	JIS K0125 5.2
13. シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.2
14. 1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下	JIS K0125 5.2
15. 1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.2
16. トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.001 以下	JIS K0125 5.2
17. テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.001 以下	JIS K0125 5.2
18. 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
19. チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	環告 59 (S46) 付表 5
20. シマジン	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	0.003 以下	環告 59 (S46) 付表 6
21. チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下	環告 59 (S46) 付表 6
22. ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
23. セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 67.4
24. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.45	0.92	<0.02	10 以下	JIS K0102 43.1.2, 43.2.5
25. ふっ素	mg/L	0.08	0.16	<0.08	0.8 以下	JIS K0102 34.1
26. ほう素	mg/L	<0.02	0.02	0.03	1 以下	JIS K0102 47.4
27. 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下	環告 59 (S46) 付表 8

※1：「<」及び「不検出」は、計量結果が定量下限値未満であることを示す。

※2：環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）による。

表 6.6.1-9 水質（ダイオキシン類）の調査結果（水質（有害物質）：現地調査）

項目	単位	結果						環境基準 ^{※1}	計量の方法
		W1	W2	W3	W4	W5	W6		
実測濃度 ^{※2}	pg/L	11	15	24	130	1100	98	—	平成11年環境庁告示第68号 (JIS K 0312 (2020))
毒性等量 ^{※2}	Pg-TEQ/L	0.067	0.12	0.12	0.52	2.4	0.049	1 以下	

※1：環境基準は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環境庁告示第68号）による。なお、水質の環境基準は年平均値である。

※2：現地調査は、1回のみの実施である。

② 切土および盛土の土壌中の有害物質濃度の状況

調査結果は、表 6.6.1-10 に示すとおりである。

表 6.6.1-10 土壌中の有害物質濃度の調査結果（水質（有害物質）：現地調査）

項目	単位	結果		土壌環境基準 ^{※2}	計量の方法
		PT1	PT2		
1. カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.0003	JIS K0102 55.4
2. 全シアン	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	JIS K0102 38.1.2, 38.5
3. 有機燐	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	環告 64 (S49) 付表 1
4. 鉛	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 54.4
5. 六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0.05 以下	JIS K0102 65.2.1
6. ヒ素	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 61.4
7. 総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	環告 59 (S46) 付表 2
8. アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 3
9. PCB	mg/L	不検出	不検出	検出されないこと	環告 59 (S46) 付表 4
10. 銅	mg/kg-dry	<1	<1	125 未満	総理府令 66 号 (S47)
11. ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	JIS K0125 5.2
12. 四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
13. クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	環告 10 (H9) 付表 2
14. 1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.0004 以下	JIS K0125 5.2
15. 1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	0.1 以下	JIS K0125 5.2
16. シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下	JIS K0125 5.2
17. 1,1,1-トリクロロエチレン	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	JIS K0125 5.2
18. 1,1,2-トリクロロエチレン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	JIS K0125 5.2
19. トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.001 以下	JIS K0125 5.2
20. テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.001 以下	JIS K0125 5.2
21. 1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下	JIS K0125 5.2
22. チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下	環告 59 (S46) 付表 5
23. シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下	環告 59 (S46) 付表 6
24. チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下	環告 59 (S46) 付表 6
25. ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0125 5.2
26. セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下	JIS K0102 67.4
27. ふっ素	mg/L	0.20	0.40	0.8 以下	JIS K0102 34.4
28. ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	1 以下	JIS K0102 47.3
29. 1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05 以下	環告 59 (S46) 付表 8

※1：「<」及び「不検出」は、計量結果が定量下限値未満であることを示す。

※2：土壌環境基準は、「土壌環境基準」（平成3年8月 環境庁告示第46号）による。

表 6.6.1-11 土壌中のダイオキシン類の調査結果（水質（有害物質）：現地調査）

項目	単位	結果		環境基準 ^{※1}	計量の方法
		PT1 (SC1)	PT2		
実測濃度	pg/g-dry	16	32	—	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」 令和4年 環境省
毒性等量	Pg-TEQ/g-dry	0.0094	0.018	1,000 以下	

※1：環境基準は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底汚染を含む）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環境庁告示第68号）による。

6.6.2 予測

(1) 最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）

(ア) 予測内容

予測内容は、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による有害物質濃度の影響とした。

(イ) 予測地域等

予測地域は、調査地域と同様に放流先河川とし、予測地点は現地調査地点と同様とした。

(ウ) 予測対象時期

土地の改変による濁水流出が最大となる時期とした。

(エ) 予測方法

予測方法は、現況調査結果、工事計画（濁水防止対策）等を踏まえて定性的に予測するものとした。

(オ) 予測結果

現在、対象事業実施区域内は、土砂採取場として利用されていることから、その大半は裸地部となっており、日常的に重機が稼働している状態である。本事業においては、現在の土砂採取場の地形を活かし、土地の改変量を最小限とする計画としていることから、最終処分場の設置の工事における有害物質の流出量は、現況と大きく変化しないものと予測される。また、降雨時における水質の調査結果は、生活環境項目で環境基準を満足していないものがあるが、健康項目については全て環境基準を満足していることから、対象事業実施区域から高濃度の有害物質が流出することは無いものと考えられる。

また、本事業では、水質（有害物質）への影響を低減するため、「6.6.3 環境保全措置」に示す対策により、場内にて土砂を沈降させたくて W1 を介して下流へ放流する計画としていることから、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）に係る水質（有害物質）への影響は小さいものと予測される。

6.6.3 環境保全措置

(1) 最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）

方法書においては、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）に伴う水質（有害物質）への影響に対し、以下の環境保全措置を挙げている。

- ・ 沈砂池の設置：工事中は沈砂池を設けることにより、濁水の流出を防止する。

これを踏まえ、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）に伴う水質（有害物質）への影響を可能な限り回避又は低減するため、環境保全措置の検討を行い、以下に示す内容を実施することとした。

表 6.6.3-1 環境保全措置（最終処分場の設置の工事：造成等の工事による一時的な影響）

実施項目	保全措置の種類	実施内容・効果		効果の不確実性・副次的な影響	
		内容	効果	不確実性	副次影響
仮設沈殿槽の設置	低減	必要に応じ、仮設沈殿槽（ノッチタンクなど）を設置し、場内にて土砂を沈殿させた後に対象事業実施区域内の現調整池を通じて外部へ放流するなどの対策を行う。	濁水の流出による影響を低減することができる。	不確実性	降雨量等により効果の程度が変化する。
				副次影響	なし

6.6.4 評価

(1) 最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）

(7) 環境への影響の回避・低減に係る評価

① 評価手法

最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による水質（有害物質）への影響が、実行可能な範囲で回避または低減されているかを検討し、その結果を踏まえ、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかを検討することにより評価するものとした。

② 評価結果

最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）による水質（有害物質）への影響を低減するため、環境保全措置として、仮設沈砂槽の設置を行うことにより、有害物質の流出抑制を図ることから、最終処分場の設置の工事（造成等の工事による一時的な影響）に係る水質（有害物質）への影響は、実行可能な範囲で回避・低減されているものと評価する。